

## 不動産・インフラ投資市場活性化方策に関する有識者会議について

平成 2 4 年 1 1 月 2 日  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）決定

### 1. 趣 旨

不動産・インフラ投資市場の活性化方策について有識者の意見を聴取し、こうした市場が我が国の成長の原動力となるような経済システムを構築することを目的として、「不動産・インフラ投資市場活性化方策に関する有識者会議」（以下「会議」という。）を開催する。

### 2. 構 成

- (1) 会議は有識者（不動産・インフラ分野の学識者及び実務経験者をいう。）からなる委員により構成し、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）が開催する。
- (2) 会議の座長は、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）が指名する。座長は座長代理を指名することができる。
- (3) 会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (4) 会議の配布資料及び議事概要については、原則として、後日、内閣府のホームページにおいて公表する。

### 3. 庶 務

会議の庶務は、政策統括官（経済社会システム担当）において処理する。

### 4. その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。